

旭川市報道依頼

各報道機関 様

KJ00157932

2023年10月11日

発信課	土木部公園みどり課
担当者	吉田 茂
連絡先	電話 25-9705
	FAX 24-7010
	E-mail kouenmidori@city.asahikawa.lg.jp

分類	イベント・行事 [ ] 募集 [○] 契約・入札 [ ] 会議・説明会 [ ] その他 [ ]
日程	令和5年10月11日9時00分 ~ 令和5年11月30日 17時00分
発表項目 (行事名)	旭川市都市公園指定管理者の募集
概要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>令和6年度から旭川市都市公園を管理する指定管理者を募集します</p> <p>募集対象 都市公園A・B・C・D・E・F・あさひかわ北彩都ガーデン等 全7グループ</p> <p>応募期間 令和5年10月11日~11月30日</p> <p>応募様式の配付は旭川市6条通10丁目第三庁舎2階公園みどり課もしくは旭川市ホームページ</p>
添付資料	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
報道(取材)に 当たってのお願い	
備考	

# 旭川市都市公園

## 指定管理者募集要項

(A～あさひかわ北彩都ガーデン等グループ共通)

令和5年10月

旭川市土木部公園みどり課

本市では、旭川市都市公園の指定管理者の指定に当たり、旭川市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

## I 募集区分

本市都市公園のうち次のグループの指定管理者をそれぞれ募集します。

番号	施設の名称 (グループ名)	管理する都市公園
1	Aグループ	「中央・神楽地区」 ・街区公園 185箇所 ・近隣公園 18箇所（旭神中央公園，西神楽公園は除く。） ・地区公園 2箇所（宮前公園，東豊公園は除く。） ・都市緑地 17箇所（旭川大橋下流右岸広場ほか16箇所。） ・運動公園（石狩川水系緑地）14箇所（旭川大橋下流右岸広場ほか13箇所） 合計236箇所
2	Bグループ	「北星・永山地区」 ・街区公園 174箇所 ・近隣公園 12箇所（千代の山公園は除く。） ・地区公園 2箇所（新富公園は除く。） ・都市緑地 6箇所（突哨山ほか5箇所） ・運動公園（石狩川水系緑地）9箇所（金星橋上流左岸広場ほか8箇所） 合計203箇所
3	Cグループ	・近隣公園 2箇所（千代の山公園，西神楽公園） ・地区公園 2箇所（東豊公園，新富公園） ・特殊公園 2箇所（旭山公園，嵐山公園） ・都市緑地 1箇所（オサラッペ川広場） 合計 7箇所
4	Dグループ	・都市緑地（カムイの杜公園） 1箇所
5	Eグループ	・運動公園（石狩川水系緑地） 12箇所（秋月橋上流右岸広場ほか11箇所） ・近隣公園（旭神中央公園） 1箇所 ・都市緑地（永山みず辺緑地） 1箇所 合計14箇所
6	Fグループ	・都市緑地（突哨山） 1箇所
7	あさひかわ北彩都等グループ	・地区公園（宮前公園） 1箇所 ・都市緑地 3箇所（北彩都プロムナード緑地ほか2箇所） ・運動公園（石狩川水系緑地） 3箇所（神楽橋下流右岸広場ほか2箇所） 合計7箇所

## II 指定管理者の施設の管理に関する事項

### 1 事業内容に関する事項

#### (1) 施設の概要

##### ア Aグループ

- |           |                                |
|-----------|--------------------------------|
| (ア) 業務内容  | 別紙1 A「旭川市都市公園Aグループ指定管理者業務仕様書」  |
| (イ) 名称・位置 | 別紙2 A「公園一覧表」                   |
| (ウ) 施設内容  | 別記1 A「公園施設一覧表」，別記2 A「建築施設等一覧表」 |
| (エ) 施設平面図 | 別添DVD-ROMのとおり                  |

##### イ Bグループ

- |           |                                |
|-----------|--------------------------------|
| (ア) 業務内容  | 別紙1 B「旭川市都市公園Bグループ指定管理者業務仕様書」  |
| (イ) 施設概要  | 別紙2 B「公園一覧表」                   |
| (ウ) 施設内容  | 別記1 B「公園施設一覧表」，別記2 B「建築施設等一覧表」 |
| (エ) 施設平面図 | 別添DVD-ROMのとおり                  |

##### ウ Cグループ

- |           |                                |
|-----------|--------------------------------|
| (ア) 業務内容  | 別紙1 C「旭川市都市公園Cグループ指定管理者業務仕様書」  |
| (イ) 名称・位置 | 別紙2 C「公園一覧表」                   |
| (ウ) 施設内容  | 別記1 C「公園施設一覧表」，別記2 C「建築施設等一覧表」 |
| (エ) 施設平面図 | 別添DVD-ROMのとおり                  |

##### エ Dグループ

- |           |   |
|-----------|---|
| (ア) 業務内容  | 別紙1 D「旭川市都市公園Dグループ指定管理者業務仕様書」<br>資料1 D「維持管理水準書」 |
| (イ) 名称・位置 | 別紙2 D「公園一覧表」                                    |
| (ウ) 施設内容  | 別記1 D「公園施設一覧表」，別記2 D「建築施設等一覧表」                  |
| (エ) 施設平面図 | 別添DVD-ROMのとおり                                   |

##### オ Eグループ

- |           |                                |
|-----------|--------------------------------|
| (ア) 業務内容  | 別紙1 E「旭川市都市公園Eグループ指定管理者業務仕様書」  |
| (イ) 名称・位置 | 別紙2 E「公園一覧表」                   |
| (ウ) 施設内容  | 別記1 E「公園施設一覧表」，別記2 E「建築施設等一覧表」 |
| (エ) 施設平面図 | 別添DVD-ROMのとおり                  |

##### カ Fグループ

- |           |                                |
|-----------|--------------------------------|
| (ア) 業務内容  | 別紙1 F「旭川市都市公園Fグループ指定管理者業務仕様書」  |
| (イ) 名称・位置 | 別紙2 F「公園一覧表」                   |
| (ウ) 施設内容  | 別記1 F「公園施設一覧表」，別記2 F「建築施設等一覧表」 |
| (エ) 施設平面図 | 別添DVD-ROMのとおり                  |

##### キ あさひかわ北彩都等グループ

- |           |   |
|-----------|---|
| (ア) 業務内容  | 別紙1 北彩「あさひかわ北彩都ガーデン等管理業務仕様書」<br>資料1 北彩「維持管理水準書」，資料2 北彩「生態階段マニュアル」 |
| (イ) 名称・位置 | 別紙2 北彩「公園一覧表」   |
| (ウ) 施設内容  | 別記1 北彩「公園施設一覧表」，別記2 北彩「建築施設等一覧表」                                  |
| (エ) 施設平面図 | 別添DVD-ROMのとおり   |

#### (2) 事業の目的

公園は、市民の貴重な財産であることから、地方自治法及び旭川市都市公園条例の趣旨に則り、その価値を損なうことなく公園の管理運営を行い、公正・公平な市民の使用促進とサービス向上を図り、公園毎の種別や特徴、使用形態を十分に把握し、使用者のニーズに応じた管理運営を行い、緑地部分の貴重な自然を永続的な視点で保全することに努め、地域で活動する各種市民団体と積極的な協働意識を持ち、柔軟な公園・緑地の管理運営を展開することを目指すものです。

(3) 業務内容

指定管理者は、各グループに属する公園の種別に合わせて次の業務を行うこととします。  
なお、各グループの業務の詳細は、各グループの「指定管理者業務仕様書」で示します。

ア 施設管理運営に関する業務

(ア) 公園の維持管理

(イ) 旭川市都市公園条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規則で定める公園施設の使用の承認等

(ウ) 条例第12条第2項の有料公園施設に係る使用料の徴収、還付及び金融機関への納付

(エ) 利用者のニーズ把握

イ その他の業務

(ア) 事業計画書及び収支予算書の作成

(イ) 事業報告書の作成

(ウ) 旭川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）「エッコらしょ」に基づく施設計画の策定及び報告書の提出

(エ) 事故及び災害時の対応

(オ) 指定期間終了時等の引継ぎ事務

(カ) その他日常業務の調整

(キ) その他市長が定める業務

(4) 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

(5) 管理経費

指定管理者には、旭川市から施設の管理経費を予算の範囲内で支払います。

ア 管理経費予定額

募集施設の参考となる管理経費予定額は、別紙4（共通）の「指定管理経費内訳書」のとおり。

イ 経費の支払

会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）を基準として支払います。なお、支払時期や支払方法は別途協定で定めます。

ウ 管理口座

経費は、法人等自身の口座とは別の口座で管理してください。

エ 施設の使用料

施設使用料は、市の歳入として取扱います。

オ 指定管理料の精算

事業計画書に従い指定管理業務を実施する中で生じた余剰金や不足金については、原則、精算しません。ただし、災害等による大規模な損害が発生した場合等は、協議の上決定するものとします。

カ 消費税の取扱いについて

税率は10%としますので、事業計画書は税率に留意して作成してください。（なお、令和6年度以降の税率の改正があった場合は、その決定税率に応じて、年次協定において指定管理料を変更します。）

## 2 事業の適正な執行に関する事項

(1) 業務の委託

指定管理者は、本事業の全部を一括して第三者に委託又は指定管理権限を委任することはできません。

ただし、清掃、警備、施設設備の点検その他施設の維持管理に関する業務等、一部の業

務をあらかじめ市に報告の上、委託することは可能です。

(2) 法令等の遵守

業務を執行する上で、関連する法令等を遵守してください。旭川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例，旭川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則，旭川市都市公園条例，旭川市都市公園条例施行規則のほか，特に以下の法令等を理解するとともに，遵守のための対策を講じていただきます。

ア 都市公園法及び都市公園法施行令

旭川市都市公園条例で定められているもののほか，都市公園法及び都市公園法施行令の都市公園の設置及び管理に関して適用される部分があります。

イ 地方自治法

第244条第2項 指定管理者は，正当な理由がない限り，住民が施設を利用することを拒んではならない。

第244条第3項 指定管理者は，住民が施設を利用することについて，不当な差別的取扱いをしてはならない。

ウ 労働基準法，労働安全衛生法その他の労働関係法令

エ 個人情報保護に関する法律において，指定管理者に個人情報保護のための義務が課せられます。

オ 旭川市情報公開条例

旭川市情報公開条例において，実施機関に準じた措置が求められます。

カ 旭川市行政手続条例

指定管理者は旭川市行政手続条例上の行政庁に当たり，同条例が適用されます。

キ 旭川市暴力団排除条例

暴力団活動に利用されないようにするために必要な措置を講じていただきます。

ク 旭川市公共建築物室内空気汚染対策指針

公共施設の管理等に関して適用される部分があります。

(3) 職員配置

ア 公園の管理業務に従事する職員は，労働基準法等関係法令を遵守し，業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。

イ 園地実務を担当する職員は，その業務の特殊性や専門知識等を考慮して，これまでに類似した業務経験や資格，知識，技術を有する者を配置すること。

(4) 事業報告書等

ア 月報の提出

指定管理者は月報を作成し，市に提出するものとします。

イ 事業報告書の提出

指定管理者は，事業年度経過後，事業報告書その他市長が定める書類を作成し，市に提出するものとします。

ウ 書式

月報及び事業報告書の書式は，協定において定めるものとします。

エ 事務連絡票・協議簿の提出

指定管理者は，管理運営上，市と連絡調整を図る場合，必要に応じて事務連絡票及び協議簿を交わすものとします。

(5) 監査及び実地調査等への対応

ア 市監査委員等による監査

地方自治法の規定に基づき，監査委員（第199条第7項），包括外部監査人（第252条の37第4項）又は個別外部監査人（第252条の42第1項）による監査の実施が決定された場合には，当該監査に誠実に対応し，指摘事項等があった場合は，速やかに改善

等の措置をとってください。

イ 実地調査

原則、毎年度1回以上の実地調査を行いますので、当該調査に誠実に対応し、改善を要する事項があった場合は、速やかに改善等の措置をとってください。

### Ⅲ 指定管理者の募集及び選定に関する事項

#### 1 指定管理者選定スケジュール

募集グループの指定管理者の選定スケジュールは、以下のとおりです。

- |                  |                             |
|------------------|-----------------------------|
| (1) 募集要項の配布      | 令和5年10月11日(水)から提出期限まで(51日間) |
| (2) 説明会の開催(募集要項) | 令和5年10月24日(火) 職員会館2・3号室     |
|                  | (施設見学) 令和5年10月25日(水)        |
| (3) 質問書の受付       | 令和5年10月11日(水)から11月15日(水)まで  |
| (4) 質問書の回答       | 令和5年11月22日(水)               |
| (5) 事業計画書の提出期限   | 令和5年11月30日(木)               |
| (6) ヒアリング        | 令和5年12月 上旬                  |
| (7) 選定結果の公表      | 令和5年12月 中旬                  |
| (8) 優先交渉権者との協議   | 選定後随時                       |
| (9) 基本協定締結       | 令和6年3月中、議会における指定の議決後        |
| (10) 年次協定締結・業務開始 | 令和6年4月1日                    |

#### 2 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の資格等

応募者は、法人若しくはその他の団体(以下「法人等」という。)又は法人等のグループとし、個人での応募は受け付けません。グループで応募する場合はグループを代表する法人等を定めてください。なお、応募者(グループで応募する場合は、代表する法人等)は、旭川市内に本社等の主たる事業所(法人においては本社又は本店)を置く法人等に限ります。

(2) 欠格事項等

次に該当する法人等は、応募者(グループの構成員を含む。)となることができません。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

イ 応募書類提出時点において、本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名の停止等の措置を受けている者

ウ 法人税、消費税、地方消費税及び市税を滞納している者

エ 法人等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人を、任意の団体の場合は代表者及び法人の場合と同様の責任を有する者を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者、又は代表者及び役員等が同条第6号に規定する暴力団員に該当する者

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で更生手続開始の決定を受けている者

カ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で再生手続開始の決定を受けている者

キ 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有しない者

(3) 複数応募の禁止

単独で応募した法人等は、グループ応募の構成員となることはできません。

また、複数のグループ応募において同時に構成員となることもできません。

(4) グループ応募の構成員の変更

グループ応募の場合、指定管理者の期間中における代表する法人等及びグループを構成する法人等の変更は原則として認めません。ただし、業務遂行上支障がないと本市が判断した場合、変更を認めることがあります。その場合には、必要に応じ応募書類の再提出を求めます。

(5) 管理経費について

事業計画書の管理経費は、市が提示した「別紙4 共通」の指定管理経費内訳書（管理経費予定額）の令和6年度管理経費（予定額）を上回った場合、事業計画上の管理経費に基づく協定が事実上困難となるため、応募者は原則失格とします。

なお、令和7年度以降も同様とします。

### 3 応募方法

(1) 募集要項の配布

ア 配布場所 問合せ先に同じ

イ 配布期間 令和5年10月11日(水)から11月30日(木)までの午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

(2) 公募説明会の開催

応募者を対象に次のとおり募集要項の説明会と施設見学会を開催します。参加を希望する法人等は10月17日(火)までに説明会参加申込書(様式8)を問合せ先に持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により提出してください。

ア 会場 募集要項説明会：旭川市職員会館2階2・3号室(旭川市9条通9丁目)

施設見学会：参加者数に応じて、各グループ別に調整し分散する予定ですので、場所及び時間については、後日通知します。

イ 日時 募集要項説明会：10月24日(火)午後2時から

施設見学会：10月25日(水)天候により変更する場合があります。

ウ 参加者 1応募者につき2名までとします。

(3) 応募に関する質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間 令和5年10月11日(水)から11月15日(水)午後5時まで

イ 提出方法 質問書(様式7)に記入のうえ、持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により提出してください。

(4) 応募に関する質問の回答

質問に対する回答は、令和5年11月22日(水)までに質問者へファクシミリ又は電子メールで送付します。また、全ての質問と回答については、当課及び指定管理者募集ページ(アドレス)にて公表します。

(5) 応募書類

次の書類を令和5年11月30日(木)まで(午前9時から午後5時まで。土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に持参してください。郵送、ファクシミリ等による受付は行いません。

ア 指定管理者指定申請書(旭川市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則(平成16年旭川市規則第45号)様式第1号)

イ 施設の管理に関する事業計画書(指定の期間分)(様式2A~F及びあさひかわ北彩都ガーデン等)

ウ 施設の管理に係る収支予算書(指定の期間分)(様式3)

エ 団体概要書(様式4)

オ 代表者及び役員等名簿(様式5)

カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類



- キ 申請年度の事業計画書及び収支予算書並びに前事業年度の事業報告書及び収支決算書
  - ク 法人の登記事項証明書，法人税，消費税及び地方消費税に未納の税額がないことを証する証明書，市税の滞納のないことを証する証明書，財産目録並びに貸借対照表
  - ケ 申請年度の業務内容が分かる書類
  - コ 設立趣旨，事業内容のパンフレット等団体の概要が分かるもの
  - サ グループによる応募の場合は，グループ間の契約書等
    - ※ 持参いただいたときに書類の確認を行います。
    - ※ アからオまでの書類は，所定の様式により提出してください。
    - ※ 公共施設管理者から暴力団を排除するために，必要に応じて警察署にオの書類を提供し，照会することがあります。
    - ※ グループ応募の場合は，エからコまでの書類は，グループを構成するもの全てについて提出してください。
- (6) 申請書類の提出部数  
提出部数 9部 (正本1部，写し8部)  
提出書の様式は原則として両面印刷でA4縦の簡易製本としてください。

#### 4 応募に関する留意事項

- (1) 関係職員等への接触禁止  
公募説明会等市が提供する機会を除き，旭川市都市公園指定管理者選定等委員会の委員及び本件業務に関係する本市職員に対し，本件応募について接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合，失格になることがあります。
- (2) 応募内容の変更禁止  
提出された書類の内容を変更することはできません。
- (3) 虚偽の記載をした場合の取扱い  
応募書類に虚偽の記載があった場合は，失格とします。
- (4) 応募書類の取扱い  
応募書類は理由のいかんを問わず，返却いたしません。また，応募書類は公表することがあります。
- (5) 応募の辞退  
応募受付後に辞退する場合は，辞退届(様式6)を提出してください。
- (6) 費用負担  
応募に関して必要となる費用は，応募者の負担とします。
- (7) 応募者名の公表  
応募者名は，応募者が2者の場合を除き，選定後に全て公表します。
- (8) 優先交渉権者への依頼  
優先交渉権者には，応募書類以外に，資料の作成を依頼することがあります。
- (9) 提出書類の著作権  
本市が提示する設計図書等の著作権は旭川市及び作成者に帰属し，応募者の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。  
なお，本事業の内容において公表する場合及び本市が必要と認める場合は，本市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。
- (10) 責任の分担  
旭川市都市公園の指定管理者の募集，指定及び施設の管理運営等に当たり，市が想定する責任分担の方針は別紙5(共通)「旭川市都市公園責任分担一覧」のとおりです。詳細につきましては，協定の締結時に定めるものとします。

- (11) その他  
指定管理者となることにより、消費税、事業所税等の納税義務を負う場合があります。

## 5 優先交渉権者等の選定及び指定管理者の指定

- (1) 資格審査  
指定申請書の提出後、事務局が応募者の参加資格要件について書類審査を行います。  
資格審査の結果、資格要件を満たさない応募者は、失格とします。
- (2) 選定委員会による審査  
旭川市都市公園指定管理者選定委員会設置要綱に基づき、旭川市都市公園指定管理者選定委員会を設置し、審査を行います  
審査は、ヒアリング及び書類により行います。なお、ヒアリングに参加しない応募者は、失格とします。  
審査は旭川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条に規定する基準を基本に、別紙A～あさひかわ北彩都ガーデン等「指定管理者選定評価書」により審査を行います。  
なお、旭川市都市公園の現行の指定管理者が応募した場合は、現指定管理期間中の管理運営状況を審査に反映します。評価に当たっては、年度評価を行う際に作成している「指定管理者管理運営状況シート（指定期間分）」を参考資料として選定委員に配付します。
- (3) 最低基準  
応募者が1者のみであっても、最低基準に満たない場合は、指定管理者候補者に選定されません。最低基準は、総配点の100分の50とします。
- (4) 優先交渉権者の選定  
審査の結果、優先交渉権者を選定します。
- (5) 審査結果の公表  
審査結果は、応募者に対して速やかに通知するとともに、ホームページで公表します。
- (6) 優先交渉権者との協議  
優先交渉権者と細目について協議を行います。優先交渉権者と協議が調わない場合は、次点者と協議を行います。
- (7) 指定管理者の指定  
協議後、議会に指定管理者の指定に関する議案を提出し、議決後、指定管理者として指定します。
- (8) 指定管理者との協定締結  
協議に基づき協定を締結します。協定は、指定管理者の指定後に結ぶ基本協定と、年度ごとに更新する年次協定の2つについて、次の項目を定め、締結します。
- ア 基本協定
- (ア) 指定期間に関する事項
  - (イ) 施設の使用承認等に関する事項
  - (ウ) 使用料の徴収等に関する事項
  - (エ) 施設の維持管理に関する事項
  - (オ) 管理経費に関する事項
  - (カ) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護及び取り扱う情報の公開に関する事項
  - (キ) 管理業務を行うに当たって関連する条例に関する事項
  - (ク) 物品の所有権の帰属に関する事項
  - (ケ) 市所有物品の貸付けに関する事項
  - (コ) 指定管理者の故意又は過失により生じた設備等の損傷又は滅失に関する事項
  - (サ) 損害賠償に関する事項
  - (シ) 事業報告に関する事項

- (ス) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (セ) その他本市が必要と認める事項

イ 年次協定

- (ア) 本市が支払う経費に関する事項
- (イ) 使用料の徴収等に関する事項
- (ウ) その他本市が必要と認める事項

## 6 参考資料

過去3年間の当該施設に係る利用の状況

別紙6（共通）「令和2・3・4年度都市公園（運動施設）利用状況一覧表」のとおり。

## IV 問合せ先

旭川市土木部公園みどり課

〒070-8525 旭川市6条通10丁目 旭川市役所第三庁舎2階

TEL：25-9705（直通） ・FAX：24-7010

電子メール：kouenmidori@city.asahikawa.lg.jp

ホームページ

(<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/dept/70000000/70200000/index.html>)